

令和8年8月27日

市内地域包括支援センター 管理者 様
居宅介護支援事業所 管理者 様

介護保険課長

暫定ケアプランによるサービス利用の取り扱いに伴う注意喚起（事務連絡）

平素より本市の介護保険事業推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
標記の件について事業所よりお問い合わせがありましたので、下記の通りご確認のうえ周知をお願いします。

記

1. 事案内容

居宅介護支援事業所のケアマネジャーが暫定ケアプランによりサービスを開始したところ、要介護認定申請の結果が要支援となり、地域包括支援センターと連携が取れていなかったため給付管理ができない事案が発生しました。

2. 今後の対応

本件はやむを得ず償還払いの対応となり、利用者からの一旦全額支払いが発生しました。今後同様の事案が発生しないよう、川西市ケアマネジメントマニュアル（資料編）71 ページおよび 72 ページを参照のうえ連携を図ってください。なお、同様の事案により給付管理ができなかった場合は、介護保険課（適正化担当）へご相談ください。

【お問い合わせ先】川西市福祉部介護保険課適正化担当
住所：〒666-8501 川西市中央町 12 番 1 号
電話番号：072-740-1149
メールアドレス：kawa0182@city.kawanishi.lg.jp